

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年7月12日（令和5年（行情）諮問第603号）

答申日：令和5年9月14日（令和5年度（行情）答申第287号）

事件名：経済安全保障法制準備室に係る行政文書ファイル管理簿の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月17日付け閣副第203号により内閣官房副長官補（以下「内閣官房副長官補」又は「処分庁」という。）が行った決定（以下「原処分」という。）について、審査請求する。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

紙媒体が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

令和5年4月8日付け、処分庁による原処分に対する審査請求については、下記のとおり、原処分維持が適当であると考えている。

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「内閣官房経済安全保障法制準備室が「内閣官房行政文書管理規則」に基づき管理している行政文書ファイルの名称が分かる文書（可能であれば名称の一覧の類い）。」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、令和5年3月17日付け閣副第203号により、原処分を行ったところ、審査請求人から「紙媒体についても特定を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分について

処分庁においては、本件開示請求に対して、内閣官房経済安全保障法制準備室が「内閣官房行政文書管理規則」等の諸規則に基づき管理している

「行政文書ファイル管理簿」（本件対象文書）を特定した。

### 3 原処分の妥当性について

本件対象文書は、電子決裁システム（E A S Y）上で作成されるものであり、職員が当該システムから電子的に取得したものであって、その保存については、組織内のネットワーク上にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っており、電磁的記録のみで保有していることから、本件開示請求への対応として本件対象文書を特定したことは適正である。

### 4 審査請求人の主張及び処分庁の説明について

#### （1）審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求の趣旨として、「紙媒体についても特定を求める。」を主張し、その理由として、「紙媒体が存在すれば、それについても特定を求めるものである。」旨主張している。

#### （2）処分庁の説明について

上記3のとおり、本件対象文書は、電子決裁システム（E A S Y）上で作成されるものであり、職員が当該システムから電子的に取得したものであって、その保存については、組織内のネットワーク上にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っており、電磁的記録のみで保有しており、紙媒体は保有していない。

### 5 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年9月8日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の紙媒体の特定を求めているところ、諮問庁は、原処分維持が適当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について

- （1）本件対象文書は、電子決裁システム（E A S Y）上で作成されるものであり、職員が当該システムから電子的に取得したものであって、その保存については、組織内のネットワーク上にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っており、電磁的記録のみで保有しており、紙媒体は保有していない旨の上記第3の3及び4（2）の諮問庁の説明は、

不自然，不合理な点があるとまではいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に本件対象文書の紙媒体の探索の範囲等について確認させたところ，執務室内の書庫を探索した結果，紙媒体で保有していないことを確認したとのことであり，その探索の範囲等について，特段の問題があるとは認められない。

(3) したがって，内閣官房副長官補において，本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められず，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，内閣官房副長官補において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

内閣官房経済安全保障法制準備室が「内閣官房行政文書管理規則」に基づき管理している行政文書ファイルの名称が分かる文書（可能であれば名称の一覧の類い）。

### 2 本件対象文書

行政文書ファイル管理簿